

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和3年(2021年)6月17日(木) 13時30分から15時		
開催場所		つくば市本庁舎2階 防災会議室2		
事務局(担当課)		障害者地域支援室・地域包括支援課		
出席者	委員	つくば国際大学椎名委員、つくば法律事務所山田委員、つくば公園通り司法書士事務所小川委員、とよさと病院萩原委員、認知症の人と家族の会宮原委員、つくば精神保健福祉会やすらぎの会塚本委員、つくばライフサポートみどりの原口委員、つくばケアマネジャー連絡会森本委員、つくば市民生委員児童委員連絡協議会根本委員、つくば市社会福祉協議会長委員		
	事務局	福祉部津野部長、障害福祉課根本課長、地域包括支援課会田課長、障害者地域支援室福田室長、佐々木主任、地域包括支援課藤田係長、松尾係長、竹林主任、つくば市社会福祉協議会小又次長、つくば成年後見センター河原井所長、國府田主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第1号の個人情報を含むため		
議題		令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて		
1. 開会				

会 議 次 第	2. あいさつ 3. 委員自己紹介 4. 協議事項 令和3年度つくば市成年後見制度推進事業の枠組みについて 5. その他 6. 閉会
------------------	---

会 議 録

会議の名称		令和3年度第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会		
開催日時		令和4年(2022年)3月17日 開会 10:00 閉会 11:30		
開催場所		防災会議室3		
事務局(担当課)		障害者地域支援室、地域包括支援課		
出席者	委員	椎名清和、山田昌典、小川直宏、萩原直木、宮原節子、塚本武志、森本匡博、佐久間弘一、原口朋子、長卓良		
	その他	水戸家庭裁判所土浦支部書記官 成島千香子		
	事務局	障害福祉課 : 根本課長 障害者地域支援室 : 福田室長、佐々木主任 地域包括支援課 : 会田課長、松尾係長、竹林主任 つくば市社会福祉協議会 : 河原井所長、國府田主事		
欠席委員		後藤真紀、根本けい子		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 令和3年度事業報告 (2) 令和4年度事業計画 4 その他 5 閉会			

令和3年度 第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会

日時：令和4年(2022年)3月17日(木)10時00分～

場所：オンライン会議システム zoom

つくば市役所本庁舎2階 防災会議室3

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料

- ・ 令和3年第2回つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 次第
- ・ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会 委員名簿
- ・ つくば市成年後見制度推進事業実施要項
- ・ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項
- ・ 資料1-1 つくば市成年後見制度推進事業報告(市)
- ・ 資料1-2 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱改正の概要
- ・ 資料1-3 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- ・ 資料1-4 つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱 新旧対照表
- ・ 資料1-5 令和3年度つくば市成年後見制度推進事業報告(社協)
- ・ 資料2-1 令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画(市)
- ・ 資料2-2 令和4年度つくば市成年後見制度推進事業計画(社協)
- 【参考資料】 つくば成年後見センターにおけるその他の事業

つくば市成年後見制度推進事業実施要項

(主旨)

第1条 この要項は、老人福祉法第32条の2、介護保険法第115条の45の3、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の3及び成年後見制度利用促進法第5条に基づき、成年後見制度の推進を図ることを旨とした「つくば市成年後見制度推進事業」（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、つくば市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、事業の実施体制が整っている社会福祉法人等に委託することが出来る。

2 前項の規定により社会福祉法人等への委託に関し必要な事項は、別に定める。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方及び左記の方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）として現に活動している又はしようとする方とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる中核機関業務

- ア 成年後見制度の広報（普及啓発）業務
- イ 成年後見制度の相談（利用支援）業務
- ウ 成年後見人等の受任者調整支援業務
- エ 市民後見人養成及び支援業務
- オ 後見人支援業務
- カ 地域連携ネットワークの構築業務

(2) 次に掲げる法人後見業務

ア 法人後見受任業務

イ 後見監督人受任業務

(3) その他、成年後見制度利用促進に関する業務

(事業管理体制)

第5条 この事業の管理運営にあたり、当事者団体、司法関係者、医療関係者、学識経験者、金融関係者等で構成する「つくば市成年後見制度推進事業運営委員会」(以下、委員会)を置く。

2 委員会は事業の運営評価を行うとともに、市に対して成年後見制度の推進に関する助言等行う。

3 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において行う。

(遵守事項)

第6条 第2条に規定する委託を受けた社会福祉法人等(以下、委託法人等)は、事業の実施にあたり、職員を1名以上配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障がない範囲で社会福祉法人等の関係業務に従事することができる。

2 委託法人等は、事業に従事する職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 委託法人等は、事業の実施に係る記録を整備し、当該各業務等を行った日の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

4 委託法人等は、正当な理由なく業務上知り得た対象者に関する情報を漏らしてはならない。また、第4条に掲げる業務以外には使用しないものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めのない事項については、別につくば市長が定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日決裁）

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、つくば市成年後見制度推進事業（以下「推進事業」という。）の公正中立性の確保並びに適切かつ円滑な運営を図るため、つくば市成年後見制度推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進事業の運営、評価及び監督に関する事項
- (2) 推進事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) その他推進事業の実施に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者のうちから市長が任用し、又は任命する。

- (1) 学識関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療保健関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他市長が認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における新たな委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、初回の会議は市長が招集するものとする。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による懇談会)

第7条 市長は、委員の全部又は一部について、懇談会を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、懇談会を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例(平成29年つくば市条例第35号)第4条の規定により、懇談会の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により懇談会を開催する場合には、懇談会を開催する場所に参集する委員を除き、当該懇談会に参加する場所として相当と認める場所を、委員ごとに指定するものとする。
- 3 委員が映像等の送受信による通話の方法により懇談会に参加したときは、当該委員は、懇談会へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による懇談会への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各委員の負担とする。

(書面等による会議開催の特例)

第8条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った委員は、当該会議の出席委員とする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員は職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様する。

- 2 前項の規定は、前条に規定する委員以外の者について準用する。

(情報の公開・管理)

第11条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課障害者地域支援室及び地域包括支援課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日決裁）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日決裁）

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年度つくば市成年後見制度推進事業報告

1 事業の目的

認知症、知的障害、精神障害により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行う。またその方の権利を守る援助者に対しての支援及び一般市民に対する成年後見制度の普及啓発を通して、制度の利用促進を図る。

2 実施内容

- (1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- (2) つくば市成年後見制度推進事業の実施（つくば市社協に事業委託）
つくば市社会福祉協議会に事業を委託
- (3) 成年後見制度利用の総合相談業務
- (4) 市長申立ての手続きの実施（成年後見制度利用が必要であるが、親族がいない場合や親族による申立てが見込めない場合）
- (5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業」の実施

3 実績

(1) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

ア) つくば市成年後見制度推進事業運営委員会実施

日 時：令和3年6月17日（木）13時から14時30分

人 数：委員9名、市役所・社協職員14名

議事内容：・つくば市成年後見制度利用促進基本計画について
・つくば市成年後見制度推進事業について
・つくば市成年後見制度利用支援会議について

イ) つくば市成年後見制度利用促進定例会実施

日 時：毎月第2木曜日開催
14時から15時30分

メンバー：市役所担当職員5名、センター職員2名

議事内容：月報および業務進捗状況報告、中核機関の業務について
市民後見人の活用について等

(2) つくば市成年後見制度推進事業の実施

成年後見制度の普及啓発業務、利用支援業務、成年後見人等の受任者調整支援業務、市民後見人養成・支援業務、地域連携ネットワークの構築業務及び法人後見受任業務等をつくば市社会福祉協議会に委託

(3) 成年後見制度利用の総合相談業務

相談実績（任意後見制度に関する相談を含む。令和4年1月末現在）

延件数 221件（障害関係 41件、高齢関係 180件）

※委託型地域包括支援センター（6か所）、障害者相談支援事業所（4か所）での相談件数を含む

(4) 市長申立ての手続きの実施

・申立て件数3件（障害福祉課1件、地域包括支援課2件）

・その他：申立て準備中に死去2件（いずれも地域包括支援課）

申立て準備中0件（障害福祉課0件、地域包括支援課0件）

申立て準備中に親族が引取り1件（地域包括支援課1件）

(5) 「つくば市成年後見制度利用支援事業」の実施

ア) 実施要綱の改訂について

以下の4点を改訂した。（追加資料1）

(ア) 報酬助成金の支給対象者について（第8条第1、2、3項）

報酬を負担した後の収入が最低生活費（※注）より少なく、かつ、世帯の預貯金、現金等が最低生活費の3か月分より少ない者に変更。また、被後見人等が亡くなった後、後見人等が給付金の支給を受けられることとした。

(イ) 助成金の支給対象者について（第4条第1項、第8条第1項）

他市町村の住所地特例により当市に転入した者については、助成の対象外とした。

(ウ) 施設等について（第2条）

報酬助成金の額が最大月18,000円となる施設の範囲を拡大し、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も施設に含むこととした。

(エ) 申請手続きについて（様式第 1 号、4 号）

申請書に返還に関する記載を追加し、その他記入欄及び添付書類欄の整理を行った。

(※注)

最低生活費・生活保護法に基づく保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 185 号の 1）に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助の月額額の基準の合算額

イ) 実施要綱による助成金の支給

- ・報酬助成金の支給件数 3 件（障害 2 件、地域包括 1 件）

- ・申立て費用助成金の支給件数 1 件

（障害 0 件、地域包括 1 件）

- ・その他：報酬助成金支給準備中 1 件（障害 1 件、地域包括 0 件）

4 成果

(1) 令和 3 年 4 月に地域連携ネットワークを担う中核機関を設置し、関係機関が相互に連携・協力し、協議を行うことができた。

(2) 成年後見制度の市長申立て及び報酬助成金等の支給を行ない、被後見人の権利擁護を図ることができた。

(3) 支援者向けの成年後見制度及び日常生活自立支援事業研修を実施し、その中で高齢分野の専門職と障害分野の専門職の意見交換の場を設け、地域の支援者間の連携構築を進めることができた。

5 課題

(1) 施設や支援者らの価値判断が先行し成年後見制度利用を検討している事例があり、対象者の意思決定支援が不十分な場合がある。今後、対象者の意思決定支援について、地域連携ネットワークを構築する関係機関等と、国が示す意思決定支援等に係る各種ガイドラインをもとに共通認識を図る必要がある。

(2) 令和元年度に市民後見人養成講座を修了した 18 人のうち、つくば市社会福祉協議会が受託した法人後見事案（令和 4 年 2 月 1 日現在 8 件）の後見支援員として、4 人が活動している状況で、市民後見人としての活動にまで至っていない。専門職後見以外の法定後見人の枠組みとして、法人後見や市民後見人への期待は高いことから、当該養成講座修了者の活用を十分に検討していく必要がある。

つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱 改正の概要

「つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱」については、平成20年4月から運用していますが、今般課題となっていることを整理し、下記事項を改正するものです。

ア 施設等について（第2条第7項）

報酬助成金の額が最大月18,000円となる施設の範囲を拡大した。

介護老人保険施設、介護医療院、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を対象施設として追加した。

イ 助成金の支給対象者について（第4条第1項、第8条第1項）

他市町村の住所地特例により当市に転入した者については、助成の対象外とした。

ウ 助成金の支給の申請について（第5条第1項、第10条第1項）

- ・支給の申請に添付する書類を明記した。
- ・書類により証明すべき事実が公簿等によって確認することができるときは、その書類を省略させることができることとした。

エ 報酬助成金の支給対象者（第8条第1項、同条第2項、同条第3項）

- ・「報酬を負担することにより生活保護法の要保護者となる者」を「被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に変更した。
- ・対象者が報酬助成金の支給前に死亡した場合、後見人であった者が報酬助成金の支給を受けることができる条項を追加した。
- ・審判請求費用の取り扱いと同様に、他市町村で助成を受けられる場合は支給対象外とした。

オ 報酬助成金の支給等について（第9条）

支給が最大月18,000円となる対象者の要件を施設入所者のみとしていたが、「施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合」も追加した。

カ 別表（第4条関係）について

本人の部において、所得等の状況の「審判請求費用及び報酬を負担することにより生活保護法の要保護者となる者」を

「被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に変更した。

キ 申請書について**【様式第1号・第4号】**

申請書に返還に関する事項を記載します。裏面を削除した。

【様式第2号・5号】

「給付金」を「助成金」に改めた。

【様式第3号】

「成年後見制度審判請求費用給付金」を「成年後見制度審判請求費用助成金に改めた。

【様式第7号】

「報酬を負担することにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者となる者」を

「被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者」に改めた。

〇つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年4月16日

告示第189号

改正 平成25年3月29日告示第221号 平成30年10月9日告示第1096号

令和2年3月24日告示第188号 令和3年7月9日告示第480号

(題名改称)

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度を利用するための支援を行うことにより、要支援者の権利擁護を推進し、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

(令2告示188・全改)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後見開始等の審判 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項の規定による家庭裁判所の審判をいう。

(2) 審判請求費用 後見開始等の審判に関する手続の費用で、次に掲げるものをいう。

ア 家庭裁判所に予納する収入印紙代（申立手数料及び後見登記手数料に限る。）

イ 家庭裁判所に予納する郵便切手代（返還された額を除く。）

ウ 診断書作成費用

エ 鑑定費用

(3) 被後見人等 後見開始等の審判を受けた者

(4) 成年後見人等 次に掲げる者をいう。

ア 民法第8条に規定する成年後見人

イ 民法第12条に規定する保佐人

ウ 民法第16条に規定する補助人

(5) 報酬 家庭裁判所における報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）において決定した成年後見人等への報酬をいう。

(6) 後見等事務 成年後見並びに保佐及び補助を行うために必要な事務であって、成年後見人等が行うものをいう。

(7) 施設等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号に規定する事業を行う施設又は事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

（平30告示1096・令2告示188・令3告示480・一部改正）

（費用等の助成）

第3条 市長は、成年後見制度審判請求費用助成金（以下「審判請求費用助成金」という。）を支給することにより審判請求費用を、成年後見制度報酬助成金（以下「報酬助成金」という。）を支給することにより報酬を助成するものとする。

（令2告示188・全改）

（審判請求費用助成金の支給の対象者等）

第4条 審判請求費用助成金の支給の対象となる者は、後見等開始の審判を請求した者で、かつ、後見等開始の審判の対象者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「本人」という。）又はその配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）とする。

(1) つくば市に住所を有する者（次に掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外である者を除く。）

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により保護を実施

する市区町村

イ 介護保険法第13条第1項本文の規定により介護保険の保険者になる市区町村

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により介護給付費等の支給決定を行う市区町村

(2) つくば市以外の市区町村に住所を有する者（前号イ又はウのいずれかの市区町村がつくば市である者に限り、前号アからウまでに掲げる市区町村のいずれかがつくば市以外の市区町村である者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、つくば市以外の市町村の実施する制度により審判請求費用の助成を受けられる者については、審判請求費用助成金の支給の対象としない。

3 審判請求費用助成金の額は、別表左欄に掲げる支給対象者ごとに、同表中欄に掲げる所得等の状況に応じ、同表右欄に定める支給額とする。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（審判請求費用助成金の支給の申請）

第5条 審判請求費用助成金の支給を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 審判確定がわかる書類（審判書謄本の写し等）

(2) 審判請求費用の額を証明する書類

(3) 本人の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

(4) 前条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村を確認できる書類

(5) 別表中欄に掲げる所得等の状況に該当することが確認できる書類（審判請求

費用の全額の支給を受けようとする場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、親族が後見開始等の審判を請求した場合において、後見開始等の審判が確定する前に本人が死亡したときは、当該親族は、本人が死亡した日から1年以内につくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書に前項第2号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(令2告示188・追加、令3告示480・一部改正)

(審判請求費用助成金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、審判請求費用助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(令2告示188・追加)

(審判請求費用助成金の請求)

第7条 前条の規定による支給決定通知を受けた者は、つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(令2告示188・追加)

(報酬助成金の支給対象者)

第8条 報酬助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する被後見人等（当該被後見人等の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）が後見人等である者を除く。）とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が報酬及び最低生活費（生活保護法に基

づく保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助及び医療扶助の基準の合計額をいう。以下同じ。）の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が報酬助成金の支給を受ける前に死亡したときは、当該対象者の後見人等であった者（対象者が死亡した時点で後見人等であった者に限る。）は、報酬助成金の支給を受けることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、つくば市以外の市区町村の実施する制度により報酬の助成を受けられる者については、報酬助成金の支給の対象としない。

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給等）

第9条 市長は、後見等事務が行われた月数（月の途中で成年後見人等の就退任があったときは、当該就退任があった月を含む月数とする。）に応じ、次項に定めるところにより、対象者に対して報酬助成金を支給する。

- 2 報酬助成金の額は、1月当たり、28,000円（被後見人等が月の初日から末日まで病院に入院し、又は施設等に入所し、若しくは施設等を利用している場合にあっては、18,000円）と報酬の額とを比較して少ない方の額とする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第4条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の申請）

第10条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 対象者の住民票の写し（つくば市に住所を有する場合に限る。）

(2) 第4条第1項第1号アからウまでに掲げる市区町村が確認できる書類

- (3) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は同条第3項に規定する閉鎖登記事項証明書（第8条第2項の規定により後見人等であった者が申請する場合に限る。）
- (4) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書の写し
- (5) 第8条第1項各号のいずれかに該当することが確認できる書類
- (6) 成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 報酬助成金の支給を受けようとする者は、報酬付与の審判書を受け取った日から1年以内に前項の規定による申請を行うものとする。

（平30告示1096・一部改正、令2告示188・旧第5条繰下・一部改正、令3告示480・一部改正）

（報酬助成金の支給の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査の上、報酬助成金の支給の可否を決定し、つくば市成年後見制度報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平30告示1096・全改、令2告示188・旧第6条繰下・一部改正）

（報酬助成金の支給の請求）

第12条 受給資格者は、前条の規定による通知を受けた場合において報酬助成金の支給を請求しようとするときは、つくば市成年後見制度報酬助成金支給請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（平30告示1096・旧第9条繰上・一部改正、令2告示188・旧第7条繰下・一部改正）

（報告の義務）

第13条 第10条の規定による申請をした者及び第11条の規定による報酬助成金の支給の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、成年被後見人

等状況報告書（様式第 7 号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人等が第 8 条第 1 項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 被後見人等が住所を移転したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、被後見人等の資産状況、生活状況等について市長が報告を必要と認める変化があったとき。

（平30告示1096・追加、令 2 告示188・旧第 8 条繰下・一部改正）

（助成金の返還）

第 1 4 条 市長は、虚偽の申請その他の不正の行為により審判請求費用助成金又は報酬助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けた者があるときは、つくば市成年後見制度利用支援助成金返還命令通知書（様式第 8 号）によりその者に当該助成金の返還を命じる旨を通知し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（平30告示1096・追加、令 2 告示188・旧第 9 条繰下・一部改正）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年告示第221号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年告示第1096号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第188号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第480号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のつくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、

この告示の施行の日以後に支給決定した助成金について適用する。

別表（第4条関係）

（令2告示188・追加、令3告示480・一部改正）

支給対象者	所得等の状況	支給額
本人	次のいずれかに該当する者 (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 (3) 被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が3月分の最低生活費を下回る者	審判請求費用の全額
	上記以外の者	審判請求費用（診断書作成費用に限る。）と5,000円とを比較して少ない方の額
親族	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税である者	審判請求費用の全額

	上記以外の者	審判請求費用（診断書作成費用に限る。）と5,000円とを比較して少ない方の額
--	--------	--

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給申請書

成年後見制度審判請求費用助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (申立人)	住 所	電話番号			
	氏 名		成年被後見人等 との関係		
成年被後見 人等 (本人)	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 <input type="checkbox"/> つくば市が介護保険の保険者である。 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
	氏 名		生年月日	年 月 日	
審判請求に要した額	円				
	内 訳	収入印紙	円	切 手	円
		鑑定費用	円	診断書	円

以下、該当する区分の□にレ点を付してください。

申立人が 本人の場合	<input type="checkbox"/>	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者 (年 月 日から 年 月 日)
	<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 (年 月 日から)
	<input type="checkbox"/>	被後見人等の属する世帯の収入月額が審判請求費用及び最低生活費の 合計額を下回る者で、かつ、当該世帯の現金、預貯金等の合計額が 3 月分の最低生活費を下回る者
	<input type="checkbox"/>	上記以外
申立人が 親族の場合	<input type="checkbox"/>	当該親族の属する世帯の全ての世帯員の申立日の属する年度分の市町 村民税 (4 月から 6 月までの間に申立てをした場合にあつては、前年 度の市町村民税) が非課税
	<input type="checkbox"/>	上記以外

※ 収入及び資産状況を含む申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、つくば市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 14 条の規定に基づき、支給された助成金の全部又は一部の返還が必要となります。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 年 月 日

様

つくば市長

印

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付で申請のあった審判請求費用助成金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 支給する	支給額	円
<input type="checkbox"/> 支給しない	理由	

注意事項

虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の支給を受けたときは、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求します。

問合せ先 (担当部署及びその連絡先)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

請求者 住所
氏名

㊟

つくば市成年後見制度審判請求費用助成金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった成年後見制度審判請求費用助成金について、次のとおり請求します。

支給請求額 金 _____ 円

振込先金融 機関	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協		
	() 本店・支店・支所		
預金 種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----		

様式第 4 号 (第 10 条関係)

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

つくば市成年後見制度報酬助成金支給申請書

つくば市成年後見制度報酬助成金を受けたいので、次のとおり申請します。

成年被後見人等	住 所	※ 市外在住の場合、該当する□にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> つくば市が生活保護法の規定による保護を実施している。 <input type="checkbox"/> つくば市が介護保険の保険者である。 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、つくば市が介護給付費等の支給決定を行っている。			
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	入所・入院先 施設等 <small>※入所等の場合のみ</small>	名 称			
		所在地			
利用月		※ 月の初日から末日まで利用した月のみ			
成年後見人等	住 所				
	氏 名		後見等の 種類		
報酬付与の審判で 決定された報酬額	年 月 日から 年 月 日までの間の報酬として 円				
十位申請額	円				

